

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

導入のガイダンス

千葉県立学校コミュニティ・スクール
担当者並びに関係者のみなさんへ

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室

令和5年4月

一目 次一

I.	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての基本的な考え方	P. 1
II.	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のメリットと魅力	P. 2
III.	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた 県教育委員会の方針及び各県立学校に求められる役割	
1.	県教育委員会の方針	P. 3
2.	各県立学校に求められる役割	P. 3
IV.	「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」について	P. 4
V.	「学校運営協議会の運営に関する要綱」と提出書類について	P. 4
VI.	学校運営協議会の設置に向けた準備〔新規導入校用〕	P. 5
VII.	学校運営協議会開催前年までに学校側が行う準備	P. 7

千葉県教育委員会規則

(参考)	学校運営協議会の設置及び運営に関する規則	P. 8
(参考)	千葉県教育委員会学校運営協議会の運営に関する要綱	P. 12
(参考)	千葉県教育委員会学校運営協議会に係る様式	P. 15
(参考)	「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）	P. 21

I. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)についての 基本的な考え方

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これから公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」に有効なツールです。

学校運営協議会は主に3つの機能を備えます。この内容については、法律上「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5（令和2年4月改正）に規定されています。

【学校運営協議会の主な3つの機能】

- ①校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

関係法令の整備（国の方針）

平成29年 3月

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条の6の改正（同年4月施行）

⇒ 学校運営協議会の設置について、各都道府県・各市町村教育委員会に対して努力義務を課し、全公立学校に設置を目指すための改正を行った。

平成30年 6月閣議決定

「第3期教育振興基本計画」

⇒ 地域の教育力の向上や学校と地域の連携・協働の推進のために、学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図る。

令和4年 3月

「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の最終まとめ」

⇒ 教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校への導入を加速する。

教育委員会による導入計画の策定

地域コーディネーターの配置促進と機能強化

II. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のメリットと魅力

メリット

- ①組織的・継続的な体制の構築 ⇒ 目標や課題解決に向けた取り組みの持続
校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。
- ②当事者意識の醸成・地域と学校の役割分担 ⇒ 社会総掛かりの教育
学校運営協議会を通して、生徒らがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような生徒を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。
- ③目標・ビジョンを地域と学校が共有 ⇒ 充実した「協働」活動の実現
校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、生徒らが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

魅力

- ①生徒にとっての魅力
 - 様々な支援を得られ、学びや体験活動の選択肢が充実します。
 - 多くの大人と活動することで、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
 - 地域の方々と協働することで、地域の担い手としての自覚が高まります。
 - 地域学校協働活動での防犯等の取組によって、安心・安全な生活が送れます。
- ②教職員にとっての魅力
 - 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や、「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
 - 地域人材を活用した教育活動が充実します。
 - 地域の方々の協力を得ることで、結果的に生徒と向き合う時間が確保できます。
- ③保護者にとっての魅力
 - 学校とその所在地域に対しての理解が深まります。
 - 子供たちが地域に見守られているという安心感が生まれます。
 - 保護者同士や学校周辺地域の人々との人間関係が構築できます。
- ④地域の人々にとっての魅力
 - 自身のスキルを生かすことで、生きがいややりがいを感じることができます。
 - 学校と社会的につながり、地域のよりどころができます。
 - 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
 - 地域の防犯・防災体制等の構築が期待できます。

III. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた 県教育委員会の方針及び各県立学校に求められる役割

1. 県教育委員会の方針

社会総掛かりで子供たちを育むため、コミュニティ・スクールを導入することで、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築を図る。そのために県内全ての県立学校への導入を推進し、各校における導入の目標年次は、原則として令和7年度までとする。ただし、特別な事情のある学校については、令和9年度までに導入する。

各県立学校に向けた取り組み

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や運営に際しての指導助言
- ・国のコミュニティ・スクールに関する制度等の情報提供・周知
- ・「コミュニティ・スクール研修会」の開催
- ・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入ガイダンス」（本冊子）の作成

2. 各県立学校に求められる役割

時代の変化に伴う学校と地域の在り方の中で、これからの中学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進が求められています。

学校は、在籍児童・生徒や教職員、地域住民や保護者等に対して、協働活動の必要性や成果を広く周知し、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要となります。

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

地域とともににある学校への転換

開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

IV. 「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」について

学校にコミュニティ・スクールを導入するためには、学校運営協議会を設置する必要があり、県教育委員会は「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」（教育委員会規則）を制定しています。（※本冊 P 8～12）

V. 「学校運営協議会の運営に関する要綱」と提出書類について

1. 「学校運営協議会の運営に関する要綱」と、県教委へ提出が必要な書類について

「学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」（教育委員会規則）第16条によって協議会の運営に関して必要な事項が、「学校運営協議会の運営に関する要綱」に規定されており、県教委へ提出が必要な書類についても明記しています。（※本冊 P 13～15）

	要綱の項目	県教委への提出書類
第1条	趣 旨	
第2条	設 置	1号様式
第3条	委員の任命	2号様式
第4条	基本方針の承認	
第5条	意見の取り扱い	
第6条	地域コーディネーター	
第7条	報 酬	
第8条	庶 務	
第9条	報 告	4号様式
第10条	委 任	

2. 学校運営協議会から意見の申出がなされた場合について

「学校運営協議会の運営に関する要綱」第5条において、規定されています。

参考：令和4年12月23日付け 教生第1272号

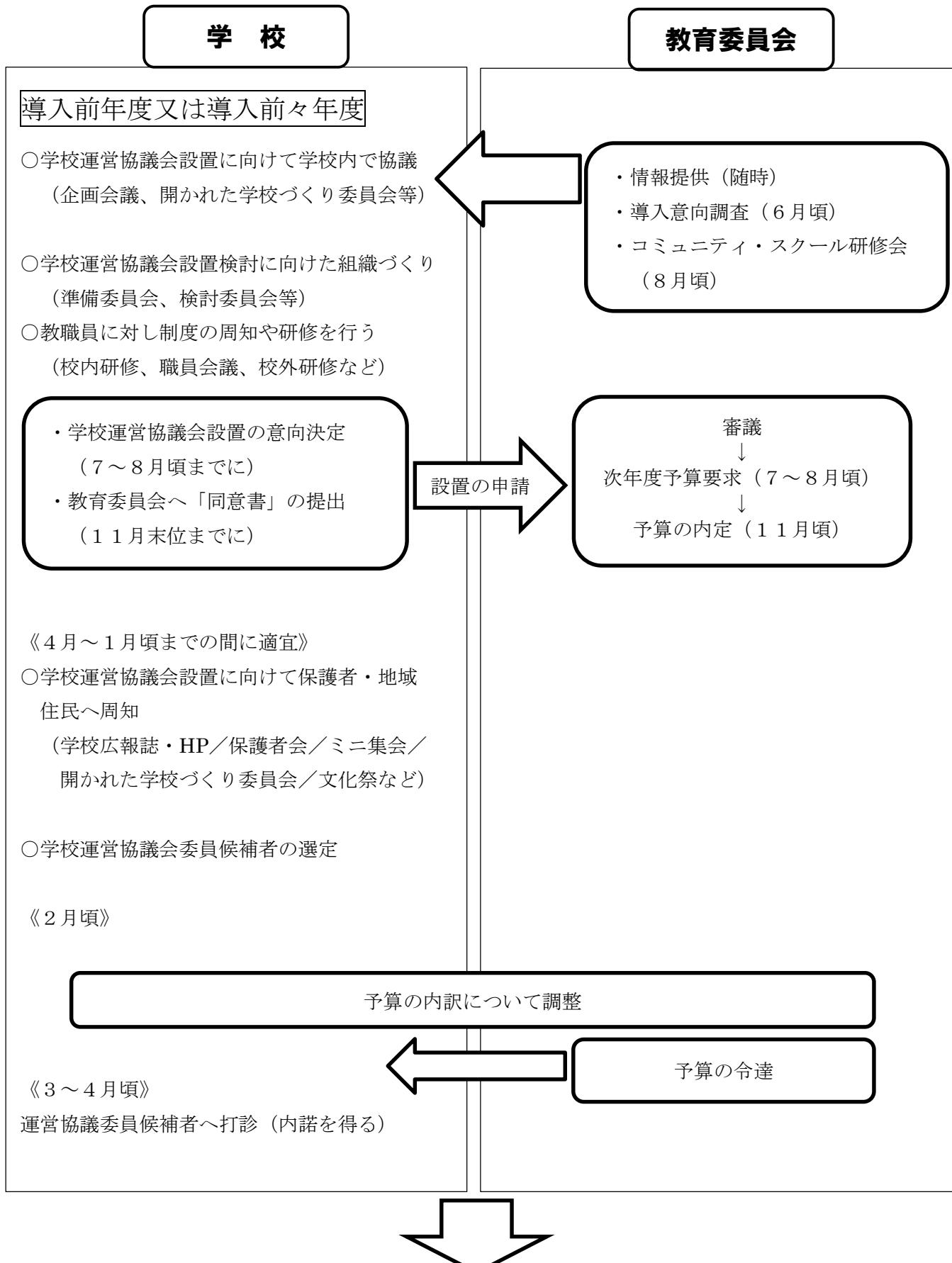
学校運営協議会から教育委員会に提出された意見の取扱いについて（通知）

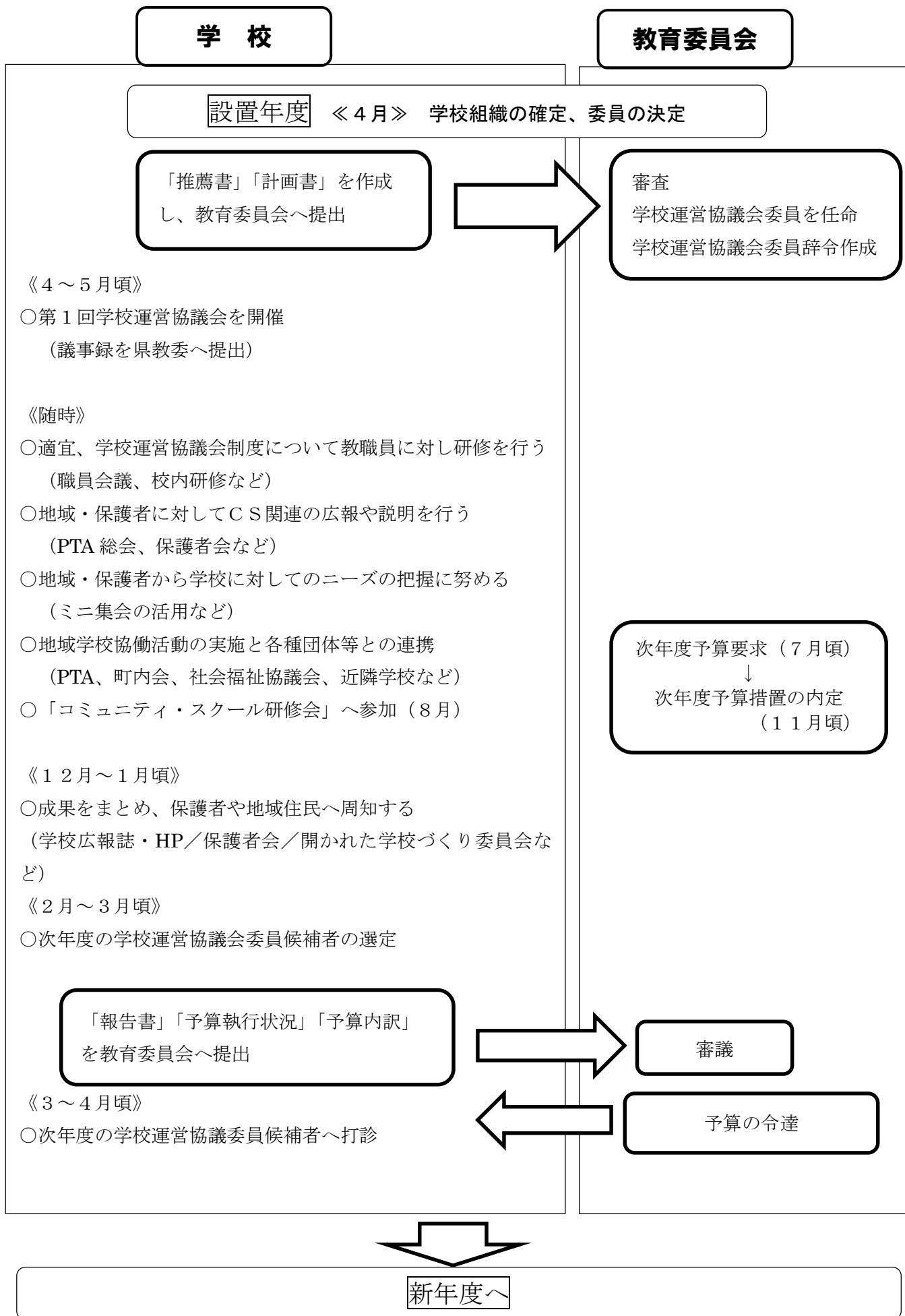
3. 学校運営協議会独自の運営に関する事項について

「学校運営協議会の運営に関する要綱」第10条において、協議会独自に、運営に関して必要な事項を定めることができます。

VI. 学校運営協議会の設置に向けた準備〔新規導入校用〕

(新たに学校運営協議会を設置する場合の流れの一例)





VII. 学校運営協議会開催前年までに学校が行う準備

～コミュニティ・スクールへの理解を深める～

研修会等を通じて、コミュニティ・スクール担当者の理解を深める。



～学校運営協議会設置へ向けた組織づくり～

- 学校の実情に応じて、校内分掌を見直すなどしつつ、関係職員で構成される準備委員会や運営事務局を組織する。
- 地域コーディネーターとの窓口や、学校支援団体との交渉窓口を設定する。
- 「規則」及び「要綱」に則り、各校の実情に応じて委員の人数を定める。



～学校や地域の目指すビジョンや課題を相互で共有し、共通の目的を設定する～

学校と地域が相互の抱える課題を認識し、共通の目的やビジョンを持つ。



～コミュニティ・スクール導入を関係者へ周知～

- 校内研修会などを通じ教職員へコミュニティ・スクールへの理解を深める。
- 保護者へ学校広報誌、保護者説明会などで告知し、理解を図る。
- 地域へ広報を行うとともに、地域学校協働本部との連携を目指し、関係機関にも周知する。



～「学校運営協議会」開催日の設定～

次年度年間計画の中に組み入れる。各学校で開催回数を設定する。



～委員の選定～

- 会長・副会長については、会議の中心となり円滑に進行できる方へ打診する。
- 地域コーディネーターを委員候補者の中から選出し打診する。



～学校運営基本方針を作成する～

- 校長が4月当初作成する「学校経営方針」に位置付ける。

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(平成24年1月31日 教育委員会規則第1号)

最終改正

令和5年3月31日 教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別表に掲げる県立学校に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次の各号に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

- (1) 対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）
- (3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員の数は、15名以内とする。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教員及び事務職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないと認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

(2) 学校の組織編制に関する事項

(3) 学校予算の編成及び執行に関する事項

(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域の住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べる場合について準用する。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るために必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。

- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。
- 2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会教育長が別に定める。

別表（第2条第1項）

- (1) 千葉県立千葉女子高等学校
- (2) 千葉県立千葉商業高等学校
- (3) 千葉県立千葉工業高等学校
- (4) 千葉県立生浜高等学校
- (5) 千葉県立泉高等学校
- (6) 千葉県立船橋東高等学校
- (7) 千葉県立船橋豊富高等学校
- (8) 千葉県立浦安高等学校
- (9) 千葉県立松戸国際高等学校
- (10) 千葉県立流山北高等学校
- (11) 千葉県立白井高等学校
- (12) 千葉県立下総高等学校
- (13) 千葉県立小見川高等学校
- (14) 千葉県立多古高等学校
- (15) 千葉県立旭農業高等学校
- (16) 千葉県立松尾高等学校
- (17) 千葉県立成東高等学校
- (18) 千葉県立東金高等学校
- (19) 千葉県立九十九里高等学校
- (20) 千葉県立長狭高等学校
- (21) 千葉県立安房拓心高等学校
- (22) 千葉県立館山総合高等学校
- (23) 千葉県立京葉高等学校
- (24) 千葉県立千葉聾学校
- (25) 千葉県立桜が丘特別支援学校
- (26) 千葉県立仁戸名特別支援学校
- (27) 千葉県立袖ヶ浦特別支援学校
- (28) 千葉県立習志野特別支援学校
- (29) 千葉県立船橋特別支援学校

- (3 0) 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園
- (3 1) 千葉県立矢切特別支援学校
- (3 2) 千葉県立柏特別支援学校
- (3 3) 千葉県立特別支援学校流山高等学園
- (3 4) 千葉県立千葉盲学校
- (3 5) 千葉県立栄特別支援学校
- (3 6) 千葉県立香取特別支援学校
- (3 7) 千葉県立八日市場特別支援学校
- (3 8) 千葉県立飯高特別支援学校
- (3 9) 千葉県立東金特別支援学校
- (4 0) 千葉県立大網白里特別支援学校
- (4 1) 千葉県立長生特別支援学校
- (4 2) 千葉県立夷隅特別支援学校
- (4 3) 千葉県立安房特別支援学校

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第16条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 規則第2条第2項の規定による千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（第1号様式）を作成し教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

- 第3条 規則第3条第2項の規定による委員の任命において、対象学校の校長は委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。
2 教育委員会は、規則第3条第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（第3号様式）を交付する。

(地域コーディネーター)

- 第4条 協議会に地域コーディネーターを置く。
2 地域コーディネーターは、委員の互選により選出する。なお、規則第5条で定める会長及び副会長との兼任を妨げない。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、地域コーディネーターとなることができない。
3 地域コーディネーターは、学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動の企画及び運営を実践するために学校と地域との連絡調整等を行う。

(基本方針の承認)

- 第5条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。
- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行ふ。

(意見の取扱い)

- 第6条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針に反しない限度において取り扱うものとする。
- (2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。
- (3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、公立学校職員人事異動方針、公立小中学校職員人事異動実施細目、公立高等学校職員人事異動実施細目及び公立特別支援学校職員人事異動実施細目に反しない限度において取り扱うものとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、年額6,000円とする。

2 規則第3条第4項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（第4号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

第1号様式（第2条）

参考：設置同意書（千葉県教委）

文 書 番 号

年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立
校長

学校運営協議会設置同意書

本校は、学校運営協議会の運営に関する要綱第2条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書

別紙のとおり

実施計画書

1 学校の概要

学校名				課程及び 学科名	
校長名				教職員数	人
学年	1年	2年	3年	4年	計
学級数					
生徒数					
(ふりがな) 所在地	()				
電話番号		FAX番号			
学校ホームページURL					
学校代表メールアドレス					

2 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催（年間 回実施）

(2) 地域コーディネーターについて

(3) その他

参考：委員推薦書（千葉県教委）

第2号様式（第3条第1項）

文 書 番 号
年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立
校長

學校運營協議會委員推薦書

学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

任 命 書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第47条の5第2項の規定により、
千葉県立 の学校運営協議会委員
に任命します

任期は、 年 月 日から
年 月 日までとします

年 月 日

千葉県教育委員会

参考：活動状況報告書（千葉県教委）

第4号様式（第9条）

年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立
学校運営協議会
会長

学校運営協議会活動状況報告書

学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、 年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日 時	人数	主な議事、活動
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		

(2) 協議会から出された主な意見

2 協議会の取組と成果

3 その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）

教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法

(情報提供)

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(準用規定)

第28条 幼稚園
第49条 中学校
第48条の8 義務教育学校
第62条 高等学校、
第70条 中等教育学校
第82条 特別支援学校

(新) 学習指導要領総則

(家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携)

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年一部改）

第4節 学校運営協議会

第47条の5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるとして文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五号)

附則

（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六（令和2年4月1日より47条の5）の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【参考】

文部科学省「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）「コミュニティ・スクールのつくり方」
「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）

千葉県教育厅教育振興部生涯学習課
学校・家庭・地域連携室

電話番号：043-223-4069
(内線：4069)

F A X：043-222-3565

E-mail：kysho2@mz.pref.chiba.lg.jp